

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成28年  
8月23日  
(火曜日)

## 目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一

○公告

一般競争入札の実施(情報企画課)……………二

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………五

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………六



### 山口県告示第二百六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 関	地	廃 止 年 月 日
おおみね薬局		美祢市大嶺町東分二二〇の一			平成二八、五、七

### 山口県告示第二百六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

平成二十八年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 関	地	休 止 年 月 日
おおみね薬局		美祢市大嶺町東分二二〇の四			平成二八、六、一

### 山口県告示第二百六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 関	地	指 定 年 月 日
河井クリニク		萩市大字土原四四五			平成二八、八、一
おおき歯科クリニク		宇部市大字中野開作四一五の三			〃 〃 〃
おおみね薬局		美祢市大嶺町東分二二〇の四			〃 〃 〃
ひかり薬局		山陽小野田市大字厚狭九五〇の一			〃 〃 〃

名 称	主たる事務所所在地	名 称	訪問看護ステーション等所在地	指 定 年 月 日
株式会社訪問看護ステーション陽向	萩市大字土原二一七の一	株式会社訪問看護ステーション陽向	萩市大字土原二一七の一	平成二八、七、一



(三五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十八年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

グループウェアシステム再構築業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成三十四年九月三十日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百二十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十八年山口県告示第二十七号)に基づく資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理につい

て業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十八年八月二十三日から同年十月七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十四年四月一日から平成二十八年八月二十三日までの間に、一に掲げる業務と同等の内容を有する業務を施行した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)又はグループウェアシステム再構築業務審査委員会の委員が所属する法人でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総合企画部情報企画課において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部情報企画課

(三) 受領期限

平成二十八年十月六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十八年十月七日午前十一時)

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課研修室

(二) 日時

平成二十八年十月七日午前十一時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案並びに技術的能力に関する事項を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価

提案書に記載された全体計画、システムの要件及び技術的能力に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画、システムの要件及び技術的能力に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)、及び機能等評価(システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価をいう。以下同じ。)(の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 二百五十点

(2) 機能等評価

全体計画 六十点

システムの要件 四百点

技術的能力 二百九十点

4 適否判定

グループウェアシステム再構築業務審査委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び機能等評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者としない。

(二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能等評価に係る評価点(最も高い者を落札者とする。この場合において、機能等評価に係る評価点(最も高い者)が最も高い者(最も高い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者)に引かれて落札者を決定する。

十二 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十八年九月十六日午後五時十五分までに山口県総合企画部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十八年九月二十三日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書(外国人又は外国人にあっては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

3 一に掲げる業務と同等の内容を有する業務を施行した実績について記載した書面

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十八年九月十四日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三三三九一五)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課(電話〇八三一九三三三二八六二)に問い合わせること。

十三 Summary

(1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

- (2) Nature of the service to be purchased : Restructuring and operation management of groupware system
- (3) Term of the contract : From the day after the contract through September 30, 2022
- (4) Delivery place : The place designated by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice : Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-9333-2862)
- (6) Time-limit for tender : 5:15 P.M., October 6, 2016 (In case of bringing a tender : 11:00 A.M., October 7, 2016)

別表第 1

評価の項目	評 価 の 基 準
全体計画	1 提案に当たつての基本的な考え方並びにシステムの概要及び特長が提案されていること。 2 システム導入に当たつて想定されるリスク及び課題とその対策が提案されていること。 3 調達仕様書の基本方針に記載された内容を理解し、これらを実現するための方法について具体的に提案されていること。 4 システム導入を行うに当たつて必要な開発スケジュールが提案されていること。 5 プロジェクトを円滑に進める上での進捗管理、品質管理及びセキュリティ管理等の方法が提案されていること。 6 円滑なプロジェクト運営、高品質なシステム導入及び安定したシステム運用が考慮された体制が提案されていること。
ユーザ数	各機能について、ユーザ数を考慮したライセンスタ体系が採用されていること。
ネットワーク要件	ネットワーク要件を満足するシステム構成であること。
サーバールーム要件	サーバールーム要件を満足するシステム構成であること。
ハードウェア要件	1 ハードウェアの全体構成及び仕様が明記されており、その選定根拠が妥当であること。 2 保守サポートが保証されていること。 3 調達仕様書の機能要件に記載しているデータ量が確実に保存できること。
ソフトウェア要件	1 ソフトウェアの全体構成及び仕様が明記されており、その選定根拠が妥当であること。 2 保守サポートが保証されていること。 3 ライセンスが適切に管理されていること。 4 官公庁及び民間企業等において、豊富な導入実績のあるソフトウェアが選定されていること。
セキュリティ要件	1 セキュリティ対策全般に関する取組方針及び具体策が記述されていること。

要件	要 求 の 内 容
信頼性要件	1 システムの冗長化について要件を満足していること。 2 迅速な障害対応を行える体制が提案されていること。 3 機器障害の際に迅速に代替品を調達できる体制が提案されていること。 4 障害からの復旧において、システムの可用性及びデータの保全性を考慮した提案がされていること。 5 システムのリテラブルに防止する対策の提案があること。 6 予防保守として、障害を未然に防止する対策の提案があること。 7 次に掲げる事項について提案があること。 (1) バックアップ取得及び成否確認の方法、バックアップに要する推定時間 (2) バックアップからデータを復旧する方法及び復旧に要する推定時間 (3) バックアップからデータを復旧する時間の短縮案 (4) バックアップからデータを復旧する際の体制及び訓練方法
性能要件	処理性能を向上させるための対策が提案されていること。
拡張性要件	1 拡張性要件を満足する提案がされていること。 2 ネットワーク分割等のセキュリティ強化に際して、想定される影響やその対策が提案されていること。
機能要件	1 調達仕様書「表 3-1 機能要件」及び「表 3-2 グループウェア機能要件」の要件を全て満たしていること。 2 グループウェアバックアップソフトの対応 OS 及び対応ブラウザ等の拡張性について、具体的な対策が提案されていること。 3 契約期間終了後におけるメールアーカイブデータの取扱いについて、費用及び運用負荷が考慮された実現可能な方式が提案されていること。 4 ユーザ管理機能について、運用負荷を考慮した実現可能な方式が提案されていること。 5 調達仕様書に記載した要件以外に、付加価値の高い提案があること。
データ移行/初期データ設定要件	1 データ移行/初期データ設定要件を満足する提案がされていること。 2 グループウェア機能について、現行システムのデータを別途取り出すことなく移行できるインスタンスを備えていること。 3 移行に要する時間及びシステム停止時間等について、具体的に提案されていること。 4 移行時のシステム停止時間の短縮案が提案されていること。 5 移行に関する制限事項、リスク及び課題が把握できていること、その対策が提案されていること。
運用保守要件	1 運用要件を満足する提案がされていること。 2 運用工程におけるリスク及び課題が把握できていること。 3 運用保守要件を満足する提案がされていること。
サーバースレベール要件	1 サーマスレベールを達成する上での具体的な対策が明記されていること。 2 採用するグループウェアバックアップソフトの導入及び運用の実績があること。 3 また、メールサーバの導入及び運用の実績があること。 4 1 の実績が、ユーザ数が山口県と同規模又はそれ以上の団体での実
事業者の能力	

技術的 能力	要員の能力	<p>1 採用するグループウェアパッケージソフトの導入及び運用の実績があること。</p> <p>2 採用するグループウェアパッケージソフトの導入及び運用の実績があること。</p> <p>3 導入及び運用の実績があること。</p> <p>4 グループウェアパッケージソフトの導入及び運用の実績があること。</p> <p>5 国や地方自治体の業務において、ネットワーク分庁等のセキュリティ強化に係る対応及び自治体セキュリティ強化に係る対応を実施した実績があること。</p> <p>6 山口県の県庁LAN環境内にシステムを構築した実績があること。</p> <p>7 山口県環境内にシステムを構築した実績があること。</p> <p>8 山口県環境内にシステムを構築した実績があること。</p> <p>9 山口県環境内にシステムを構築した実績があること。</p>
		<p>1 採用するグループウェアパッケージソフトの導入及び運用の実績があること。</p> <p>2 採用するグループウェアパッケージソフトの導入及び運用の実績があること。</p> <p>3 導入及び運用の実績があること。</p> <p>4 グループウェアパッケージソフトの導入及び運用の実績があること。</p> <p>5 国や地方自治体の業務において、ネットワーク分庁等のセキュリティ強化に係る対応及び自治体セキュリティ強化に係る対応を実施した実績があること。</p> <p>6 山口県の県庁LAN環境内にシステムを構築した実績があること。</p> <p>7 山口県環境内にシステムを構築した実績があること。</p> <p>8 山口県環境内にシステムを構築した実績があること。</p> <p>9 山口県環境内にシステムを構築した実績があること。</p>

別表第2

判定の項目	判定の基準
形式及び装丁	提出を求めた書類が、全て指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	委託の目的を果たすための実施体制が、業務内容に即したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	総額で予定価格の範囲内で、かつ、年度経費が予算の範囲内に収まり、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるものかどうか。
明瞭性	全体として、提案の趣旨をよく理解することができるものかどうか。
提案性	全体として、提案の内容に価値があると判断されるものかどうか。

(三五二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十八年八月二十三日から同年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十八年八月二十三日  
 山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 丸久錦見店  
 所在地 岩国市錦見八丁目二一番五六号  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	國清 勲	國清 篤

四 届出年月日  
 平成二十八年八月十五日  
 五 変更年月日  
 平成二十五年十一月十九日  
 (三五三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十八年八月二十三日から同年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十八年八月二十三日  
 山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク平生店

所在地 熊毛郡平生町大字平生村二三六の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 田中 康男

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更に係る事項
丸久	株式会社丸久	変更前
有限会社くにぎよ園芸	有限会社くにぎよ園芸	変更後
國清 勲	國清 篤	

四 届出年月日

平成二十八年八月十五日

五 変更年月日

平成二十五年十一月十九日

(三五四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年四月十二日山口県公告(一五三)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年八月二十三日から同年九月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク玖珂店

所在地 岩国市玖珂町一〇二四の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

平成二十八年八月二十三日印刷  
平成二十八年八月二十三日発行

発行人所

山口県知事